

島教指第142号
平成28年9月1日

企業主様

島根県教育委員会教育長 鴨木 朗
島根県総務部長 松尾 紳次
島根県環境生活部長 犬丸 淳
島根県商工労働部長 安井 克久
(公印省略)

平成29年3月新規高等学校等卒業者の採用選考について（依頼）

本県では、「島根県人権施策推進基本方針（第一次改定）」に基づき、様々な人権課題の解決を県政の重要課題として位置付け、積極的に取り組んでいるところです。

さて、県及び県教育委員会といたしましては、従来から、早期採用選考の防止及び生徒の就職機会均等について御協力をお願いし、就職に関する諸問題の解決に万全を期しているところであります。

つきましては、平成28年度におきましても、下記の事柄について十分御留意いただき、採用選考が適切に行われますよう一層の御協力をお願い申し上げます。

記

すべての国民が平等に就職の機会を与えられることは極めて大切なことであり、このことについては、日ごろ格別の御協力をいただいているところです。

本県では、これまでも教育と就職の機会均等を完全に保障するため、公正な採用・選考システムの確立を推進し、学校においても人権・同和教育に積極的に取り組み、すべての生徒の進路保障に努めているところです。

生徒の就職に際しても、同和地区生徒や家庭環境に恵まれない生徒、障がいのある生徒、定時制・通信制課程、特別支援学校の生徒などの就職の機会均等が保障されることは極めて重要です。

このようなことから、本人の適性・能力のみによる選考を行い、就職差別を排除するため全国統一応募用紙の使用などについて、御理解と御協力をお願いしているところであります。しかしながら、平成27年度においてもなお一部の企業等で採用選考の過程で不適切な事例が見受けられました。

つきましては、再度この統一応募用紙の使用の趣旨を認識いただくとともに、就職の

機会均等確保のため、特に次の事項について御留意願います。

- 1 採用選考に当たっては、本校・分校・全日制・定時制・通信制や特別支援学校あるいは公立・私立等の学校種別、また、同和地区出身者、単親家庭、障がい者であること等により、生徒の就職の機会を阻害しない。
- 2 応募書類として、学校あるいは生徒に対して事業所所定の用紙を送付したり、学校の提出する統一応募書類以外の提出を求めたりしない。
- 3 身元調査や家族状況の調査を行うことは、公正な選考を阻害し、職業選択の自由を侵す結果となるので実施しない。
- 4 戸籍謄本（抄本）に記載されている事項は、身元調査等にかかわることになるため、戸籍謄本（抄本）の提出を求めない。
- 5 選考の過程において、本人の能力・適性と直接関係のない事柄、例えば、本人の国籍、本籍、家族構成や家族の職業等家族に関する事柄、本人と家族の続柄、家族の資産、住居状況、思想、生活信条、宗教、支持政党、尊敬する人物等についての質問をしたり、記入を求めたりしない。
- 6 作文の出題において、例えば、「私の生い立ち」、「私の家族」、「私の信条」等生活環境や思想・信条にかかわる課題等の作文を求めることは、就職差別につながる事となるので課さない。
- 7 採用選考時に「血液検査」及び「尿検査」等の健康診断を実施する場合、応募者の適性と能力を判断するうえで真に必要なかどうか慎重に検討していただきたい。
- 8 採用決定（内定）後において、生徒への連絡は原則として学校を通じて行うとともに、内定後の関係書類の記載事項や提出に際しては、法令等を踏まえたものとする。

なお、学校が就職差別や人権侵害につながるおそれのある質問や文書の記述・提出を求められた事実を把握した場合、企業に対して、それらを選考の材料から除外していただく旨を依頼することとしております。

また、学校では生徒に対して、採用選考に関わって不適切な質問や文書の記述・提出があった場合、人権尊重の立場から応じないように指導しておりますので、そのことで採否を判断されることのないようお願いいたします。